

■意見交換会における意見に対する地域防災計画記載（案）

互理町地域防災計画の見直しにあたっては、防災基本計画や法令、県の地域防災計画の改正・修正に加えて、町の関係団体と実施した意見交換会における意見等をふまえて、見直しを行うものとする。

ここでは、意見交換会での意見に対する地域防災計画の見直し箇所について示す。

以下にその該当箇所を示す。また次頁以降に該当箇所の文案を示す。

意見交換会における意見、方向性	地震対策編 第2章	地震対策編 第3章	津波対策編 第2章
避難道路			
1. 避難道路渋滞対策として徒歩による避難を原則とする。	22節第2	12節第4	
2. 車で避難せざるを得ない場合のため、地域ごとに避難路を設定する。	22節第5	12節第4	22節第2・3
3. 避難道路に接する国道、県道交差地点での渋滞緩和について検討	22節第5		
4. 応急的駐車スペースの確保	22節第3		
5. 避難誘導看板及び海拔表示看板を設置する。	22節第3, 5		
避難場所・避難所			
1. 避難所となる学校の夜間の鍵の管理体制として、学校周辺の自主防災会長（行政区長）との連携を図る。	23節第2		
2. 避難場所周辺の道路整備や防災広場及び防災公園の整備	23節第3		
3. 県立互理高等学校の避難所指定の災害協定について県教育事務所と協議する。	23節第2		
4. 避難場所へたどり着けない場合を想定して、津波避難タワーの整備			第22節第4
情報伝達・連絡体制			
1. 停電やガソリン不足であっても情報伝達ができる体制づくり	7節第2 15節第2		
2. 防災行政無線の整備やFMおおぞらの利用、エリアメールでの対応を図る。	15節第2		
3. 衛星電話の整備	15節第2 16節第5 19節第8		
給水対策			
1. 井戸水の水質検査の実施	24節第6		
2. 発電機の燃料や、給水先の表示旗の備え	8節第2		
3. プールや打ち込み消火栓の活用	7節第2		
炊き出し			
1. 給食センター等、調理するスペース確保と栄養士の配置		第17節第2	
各種訓練			
1. 沿岸部から互理小中、逢隈小中、吉田小への車避難			第10節第3
備蓄倉庫・備蓄品			
1. ボート及びライフジャケットの備蓄			第17節第4
2. 大規模な備蓄倉庫の設置及び支援助物資搬入出の拠点整備	24節第4		
3. 他県市町村との協定の検討やガソリン以外の代替エネルギーシステムの整備	18節第3		
防災教育			
1. すぐ避難、避難後は戻らないなど子供への教育			第10節第6
災害時要援護者			
1. 自主防災会や民生委員との情報の共有	22節第7		
2. 避難所における要援護者への配慮及び福祉避難所の指定	23節第2 25節第2		
医療救護体制			
1. 診療をしている医療機関の周知方法や医療に必要な燃料や水の確保について町と医師会の連携を図る。	19節第2, 3		
2. 岩沼薬剤師会や製薬メーカーとの災害協定	19節第4		
監視カメラの設置			
1. NHK定点カメラや国土交通省河川情報カメラの活用			第14節第3

● 避難道路、避難場所

地震対策編 第2章 第22節 避難対策

第2 徒歩避難の原則の周知

地震発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、地震発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。

このため、町は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。

津波対策編 第2章 第22節 避難対策

第2 徒歩避難の原則の周知

地震発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、地震発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。

このため、町は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。

第3 自動車での避難方策の検討

町内の各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、災害時要援護者の存在、避難路の状況等のほか地域の実情を踏まえ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合において、町は、避難者が自動車で安全に避難できるよう、検討を行う。

検討に当たっては、警察と十分調整しつつ、自動車避難訓練等を実施し、自動車避難に伴う危険性の軽減方策や、避難車両の集中回避などについて各地域で合意形成を図る。

地震対策編 第2章 第22節 避難対策

第3 避難場所の確保

1 町の対応

(1) 避難場所の指定及び周知徹底

町は、大規模な地震による火災、津波等の災害から管内の住民が一時避難するための場所について都市公園、グラウンド、体育館、学校、公民館等の公共施設を対象として、管理者の同意を得た上で、必要な数、規模の避難場所をあらかじめ定めておき、避難誘導標識の設置等により、住民や外来者への周知徹底に努める。

また、万一指定避難場所が被災するおそれがある場合は、より安全な緊急避難場所を目指す必要が生じることについても、周知徹底に努める。

(2) 公共用地等の有効活用

町は、避難場所の確保において、県と連携し、公共用地、国有財産の有効活用を図る。

(3) 教育施設等を指定する場合の対応

町は、学校等教育施設(私立学校を含む)を避難場所として指定する場合は、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と災害時に的確な対応がとれるよう十

分に協議する。

(4) 交流拠点の避難場所への活用

町は、高齢化、人口減少が進む中で、学校、公民館等の社会教育施設、社会福祉施設等を地域住民の交流拠点として整備を進め、これらを緊急時の避難場所として活用し、災害時の避難が容易となるよう努める。

(5) 備蓄倉庫及び通信設備の確保

町は、避難場所と位置付けられる学校等に、備蓄倉庫、通信設備の整備等を進めるよう努める。

第5 避難路等の整備

1 避難路・避難階段の整備・改善

町は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、また、車で避難せざるを得ない場合など地域の実情に応じ、適宜、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮する。

2 避難路等の安全性の向上

町は、避難経路に面する建物の耐震化、ブロック塀の転倒防止等を進めるための安全基準の普及・啓発を推進するとともに、避難経路における電線の地中化、落橋防止、盛土部の沈下防止、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化の対策を実施する。

3 避難誘導標識等の設置

(1) 避難誘導標識等の整備

町は、指定した避難路について、避難誘導看板及び海拔表示看板等の誘導標識を効果的に設置し、住民が日常の生活の中で、常に地震災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような整備を行う。また、整備した標識等の適切な維持管理を行う。

(2) 多言語化の推進

町は、避難場所や避難経路の標示等、災害に関する案内板等については、多言語の併記標示を進め、外国人の避難に支障のないよう努める。

4 道路の交通容量の確認

東日本大震災時の避難行動においては、自動車の利用が非常に多く、避難路の問題点としても「渋滞」等の自動車に関する問題点が多く挙げられていたことから、町は、原則徒歩の徹底を図りながら、自動車での避難が多く発生する恐れがある場合は、交差点部や橋梁部など、ボトルネックとなる可能性のある場所において、十分な容量が確保されているか等の確認を行う。

第2 避難所の確保

6 避難所の運営・管理

- (1) 町は、住民等に対し、住民参加による避難所開設訓練等を通じて、避難所の自主的な運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努める。
- (2) 避難所の管理責任者をあらかじめ定めておく。
- (3) 避難所の運営に女性の参画を推進し、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮できるよう、事前に運営体制を検討しておく。
- (4) 避難所の運営に必要な資機材等をあらかじめ整備しておく。
- (5) 運営に必要な事項（避難所の夜間の鍵の管理体制として、避難所周辺の自主防災会長（行政区長）との連携を図る等）についてあらかじめマニュアル等を作成し配置しておく。
- (6) ボランティア活動が、円滑に行われるようあらかじめ準備しておく。
- (7) 町は、避難者情報の収集に際し、個人情報を保護しつつ、より円滑に避難者情報の収集が行われるよう、事前に避難所の管理責任者との間で実施ルールを定めるよう努める。
- (8) より早い段階での避難所の衛生状況の改善と、感染症対策の実施時期と実施体制を事前に検討しておく。
- (9) 指定した避難所については、施設・設備や周辺地域の状況の変化を調査して、定期的に避難所としての適性について当該施設の管理者等と検討を行い、避難機能の整備充実に努める。

7 県有施設を避難所とする場合の対応

町は、県立互理高等学校などの県有施設を避難所として指定する場合は、あらかじめ県と使用する施設の区分（施設ごとの個別指定や使用順位等）や運営体制等について十分に協議し、防災拠点としての機能が損なわれないよう努める。

第4 避難指示等の内容と連絡

(4) 避難時の留意事項

- イ 避難誘導員は、避難にあたり次の事項を住民に周知徹底する。
- (イ) 戸締まり、火気の始末、電気ブレーカーの切断、電気コンセントの抜き取り等
 - (ロ) 携行品は必要最小限のものにする（食料、水筒、タオル、ちり紙、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ、毛布等）
 - (ハ) 服装はなるべく軽装とし、帽子、雨具、防寒衣等を携行する。
- ロ 避難は原則として徒歩とする。
- ハ やむを得ず自動車避難せざるを得ない場合（歩くのが困難な障害者や病人等の避難や、避難所までの距離が遠い場合等）は、地域ごとの避難路を活用し、避難を行う。

下線部：意見交換会での意見をふまえて見直しを行った箇所

ニ 住民が避難を終えたかどうか、消防団員は巡回するとともに確認する。

津波対策編 第2章 第22節 避難対策

第4 避難場所の確保

(7) 津波避難タワー等の整備

町は、避難場所へたどり着けない場合を想定して、津波避難タワー等を整備する。また、整備後は適切な維持管理を行う。

● 情報伝達、連絡体制

地震対策編 第2章 第7節 建築物等の耐震化対策

第2 公共建築物

町は、庁舎、学校、社会福祉施設等の災害時要援護者施設、不特定多数収容施設等、特に防災上重要な公共建築物の耐震性の向上に努める。

1 町有建築物

町は、地震による被害を最小限にとどめるため、役場等防災上重要な拠点施設、災害時に甚大な人的被害のおそれのある建築物等について、建築年次に留意しながら随時耐震診断を実施し、診断結果に基づき必要のある建物については、精密診断、補強工事等を行っていく。

また、地震時の停電に備え、自立型の電源設備の整備・維持管理に努める。

地震対策編 第2章 第15節 情報通信網の整備

第2 各種通信手段の整備

町は、県と連携し、災害発生時の被災状況や問題発生状況を幅広く迅速に把握し、緊急情報連絡を確保するため、衛星携帯電話、衛星通信、電子メール、防災行政無線等の通信手段を活用し、民間企業、報道機関、住民等からの情報等の多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

災害時における各機関との情報連絡の流れは次のとおりであり、それぞれの通信手段の整備・維持管理を行う。

(一部省略)

8 インターネット・パソコン通信

FMあおぞら及びインターネットのホームページや、インターネット、パソコン通信のEメール、エリアメール等による情報提供を活用する。

9 口頭等

(1) 口頭による情報伝達は、広報車やサイレン、警鐘等を利用するもので、交通手段の確保により有効な伝達手段となる。

(2) 各通信設備の整備にあたっては、設備の耐震性、耐火性の確保を図るとともに、停電であっても情報伝達ができるよう自立型の電源設備の設置を努める。

(3) 日頃から、各通信設備の点検・維持管理に努める。

(4) 各職員は、これら通信設備の使用方法や応急処置等を習熟するよう努める。

(5) 各通信機器の使用訓練を行う。訓練にあたっては、一部の設備が使用できなくなった場合も想定して行う。

地震対策編 第2章 第16節 職員の配備体制

第8 業務継続計画(BCP)

2 電源及び非常用通信手段の確保対策

(1) 電源及び非常用通信手段の確保

県、町及び防災関係機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備において、自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄や、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等、非常用通信手段の確保に努める。

(2) 再生可能エネルギーの導入推進

県は、町と連携し、大規模停電や計画停電を想定し、応急活動の拠点となる施設などに対する再生可能エネルギーの導入を推進する。

地震対策編 第2章 第19節 医療救護体制の整備

第8 情報連絡体制の整備

町は、県と連携し、災害時の情報連絡体制を確保するため、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線システム等の複数の通信手段の整備・維持管理に努める。

※MCA方式とは、Multi Channel Access System の略 複数の周波数を多数の利用者が効率よく使える業務用無線通信方式の一つ。混信に強く、無線従事者の資格が必要ないなどの特徴がある。地方公共団体での導入事例がある。

● 給水対策

地震対策編 第2章 第7節 建築物等の耐震化対策

第2 公共建築物

2 教育施設

町及び学校施設の管理者は、災害時における児童・生徒、教職員等の安全の確保を図るため、次の対策を講じる。

(1) 校舎の耐震性の強化

校舎等の耐震性の強化を図るとともに、教育施設としての機能向上を基本に防災機能の整備・拡充に努める。

(2) 設備・備品等の安全管理

設備(照明設備等)及び備品(ロッカー、実験実習機器等)等の設置に当たっては、転倒、落下等の防止について、その安全性を強化するとともに、災害時において、児童・生徒、教職員の避難通路が確保できるよう設置場所等について十分配慮する。

(3) 水泳プールの防災機能の整備

災害時における防火用水及び生活用水や飲料水を確保するため、引き続き水泳プールの耐震性の強化を図るとともに浄水機能の整備を計画的に進める。

地震対策編 第2章 第8節 ライフライン施設等の予防対策

第2 上水道施設

2 危機管理体制の確立

(1) 上下水道施設が被災したときに迅速な対応が行えるよう、災害対策本部の配備体制に基づき、情報連絡体制、初動体制、被災施設の復旧工事及び応急給水活動の行動計画を作成する。

(2) 常に配水管台帳を整備し、施設の現状把握に努める。

(3) 復旧工事用の資材を確保するため計画的な備蓄に努める。

(4) 給水タンク等の応急給水用資機材の整備強化を図る。

(5) 発電機や燃料、給水先の表示旗の備蓄に努める。

地震対策編 第2章 第24節 食料、飲料水及び生活物資の確保

第6 飲料水の確保

1 備蓄

備蓄については、第4次互理町総合発展計画に基づき行うものとする。

備蓄場所は、町役場のほか、災害時に迅速な供給ができるよう、また、備蓄場所が全滅しないよう、避難所等に分散して備蓄する。

2 水源の確保

災害時には、各小中学校の受水槽、町営住宅の受水槽、田沢浄水場及び各配水池などの

既存の施設を水源として確保するほか、耐震性貯水槽を整備し拠点給水の水源とする。
また、定期的に井戸水の水質検査を実施する。

● 炊き出し

地震対策編 第3章 第17節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動

第2 食料

3 炊き出しの実施

(1) 炊き出し担当等

炊き出し担当は健康推進課、町民生活課、税務課とする。

炊き出し現場に現場責任者を配置し、現場の指導及び関係事項の記録に当たらせる。
また、栄養管理のため栄養士の配置に努める。

(2) 受給対象者

イ 避難所に避難している者

ロ 住家が全半壊(焼)、流失又は床上浸水等のため炊事のできない者

ハ その他食料品を喪失し、炊き出しの必要があると認められる者

(3) 炊き出しの実施場所

実施場所	対象区域	炊出能力	班編成
<u>学校給食センター</u>	全域	5,000人	班長5名、班員20名

● 各種訓練

津波対策編 第2章 第10節 地震・津波防災訓練の実施

第3 町が行う防災訓練

(4) 避難訓練

内容

- ・総合防災訓練等とあわせて、避難訓練を実施する。
- ・避難の指示、誘導、伝達方法等について検証する。
- ・町長は、住民を対象とした避難訓練を年1回実施する。
- ・教育委員会及び小・中学校長は、管理する施設に係る避難計画を定め実施する。
- ・津波発生時における、沿岸部から内陸部への避難について、訓練を行う。
- ・町長は、社会福祉施設、医療機関、宿泊施設、娯楽施設等多数の人が集まり、又は居住する施設の管理者に対し、避難計画の策定及び訓練の実施について指導を行う。

● 備蓄倉庫・備蓄品

津波対策編 第2章 第17節 防災拠点等の整備

第4 防災用資機材の整備

各小学校の屋内運動場の改築にあわせ、備蓄倉庫を整備する。備蓄倉庫には、「第1編第2章第24節」に記載した資機材を整備するとともに、飲料水、毛布、ビニールシート等生活物資の確保に努める。また、津波対策としてボート及びライフジャケット等の備蓄を検討する。

地震対策編 第2章 第18節 相互応援体制の整備

第3 市町村間の応援協定

1 相互応援協定の締結等

町の行政機能の喪失又は著しい低下への対策も含め、市町村間相互の応援・協力活動等が円滑に行われるように、町は、必要に応じて事前に災害時の相互応援に関する協定を締結するなど、その体制を整備し、相互応援協定を締結する場合、次の事項に留意し、実践的な内容にする。

地震対策編 第2章 第24節 食料、飲料水及び生活物資の確保

第4 食料及び生活物資等の備蓄

1 初期の対応に十分な備蓄量の確保

町は、備蓄を行うに当たって、備蓄場所、品目、数量等の点検・洗い出しの調査を行い、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立ち、各々で想定される最大避難者数の3日分等、初期の対応に十分な量の物資を備蓄する。

2 公共用地、国有財産の有効活用

町は、備蓄にあたり、県及び国と連携し、公共用地、国有財産の有効活用を図る。

3 集中備蓄・分散備蓄体制の整備

町は、仮設トイレや投光器など物資の性格に応じ、大型で数量が少なく、緊急性を要しないものは防災拠点等への集中備蓄、災害発生後に被災地において大量に必要となり迅速に対応すべきものは、避難場所の位置を勘案した倉庫等への分散備蓄を行い、それぞれの備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

● 防災教育

津波対策編 第2章 第10節 地震・津波防災訓練の実施

第6 学校等の防災訓練

- 1 津波によって浸水が予想される地域に所在する学校等は、津波警報発表を想定し、浸水が予想される地域の外側、もしくは津波避難ビル等、津波に対し安全な場所への避難訓練を実施する。
- 2 校内外活動(自然体験学習、校外学習を含む)等で海浜部を利用する場合は、事前に津波防災学習を実施するとともに、避難訓練の実施に努める。
- 3 津波災害を想定し、地域、保護者と連携した防災訓練を実施する。
- 4 避難訓練を実施する際には、障害のある児童生徒等も円滑に避難することができるよう配慮する。
- 5 津波によって浸水が予想される地域以外の学校等も含め、津波警報等の発表の際、学校等が避難場所や避難所となることを想定し、町は学校等と連携して避難所運営訓練を実施する。また、子供に対しても、津波警報等が発表されたら、すぐに避難するなどの防災教育を徹底する。

● 災害時要援護者

地震対策編 第2章 第22節 避難対策

第7 災害時要援護者の支援方策

4 在宅者対応

(1) 情報共有及び避難支援計画の策定

町は、あらかじめ自主防災組織や地域の福祉関係者等と連携し、災害時要援護者の了解を得た上で、災害時要援護者に関する情報の把握及び共有を図るとともに、避難支援計画の策定等に努める。

(2) 避難支援に配慮した方策の検討

町は、避難支援計画を検討する中で、災害時要援護者を抱えている家庭において、避難したことを玄関に表示する等、避難支援に配慮した方策の検討も行う。

地震対策編 第2章 第23節 避難収容対策

第2 避難所の確保

9 福祉避難所の確保

(1) 福祉避難所の整備及び指定

町は、県と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、災害時要援護者が介護・医療的ケアなどの相談等の必要な支援が受けられるなど、安心して

て避難生活ができるよう配慮がなされた福祉避難所の整備や、民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定するように努める。

(2) 他町での受入れ拠点の確保

町は、福祉避難所等での受入れが困難な在宅の災害時要援護者や被災した施設の利用者等を町の域を越えて受け入れる拠点の整備に努める。

地震対策編 第2章 第25節 災害時要援護者・外国人対応

第2 高齢者、障害者等への対応

3 福祉避難所の確保

(1) 福祉避難所の整備・指定

町は、施設の津波や土砂災害等の被災リスクに対する安全性確保やバリアフリー化、避難スペースが確保されているなど、要援護者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の整備や、民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定するように努める。

(2) 町の域を超えた要援護者の受入れ体制の構築

町は、県と連携を図りながら、当該町での受入れが困難な在宅の要援護者を想定し、町の域を越えて受け入れる体制の構築に努める。

(3) 福祉避難所の構造・設備

町は、県と連携を図りながら、福祉避難所において、要援護者が避難生活を送るために必要となる洋式トイレ、車椅子、簡易ベッド等の障害者・高齢者を考慮した設備や、ミルク、ほ乳びん等の乳児用備品、及び授乳に配慮するための設備といった、女性や子育て家庭に十分配慮した構造・設備の配備に努める。

● 医療救護体制

地震対策編 第2章 第19節 医療救護体制の整備

第2 災害時医療体制の整備

1 救護班

災害時には、救護班を編成し、救護所を設置して応急医療を行う。そのため、日頃から亙理郡医師会及び町内の医療機関と協議し、医師会との協定に基づき、緊急時の協力体制を確立しておく。また、救護所の設置予定場所は、災害の種類や状況に応じて設定するが、概ね次のとおりとする。

(表省略)

災害の種類や状況により、指定避難場所とあわせて指定するものとする。

緊急時の連絡体制を確保するため、医療に必要な燃料や水の確保について町と、亙理郡医師会及び町内の医療機関との間の連絡を密にしておく。

第3 医療機関の状況

各医療機関においては、災害時の大量の患者に対応できるよう、医師等の参集方法、治療、入院患者の避難、施設の応急対策等の体制づくりに努める。

また、災害時のトリアージ(重症度緊急度選別)を行うことができる医師、歯科医師、看護師の養成に努める。

なお、災害時にはこれらの病院も被災することを想定し、これらと合わせ、町外の近隣の病院についても災害時の協力を要請できるようにするとともに、住民に周知する。

第5 医薬品、医療用資機材の整備

災害時の緊急医療に備え、町保健センター・医療機関及び救護所設置予定場所に医薬品、医療用資機材を整備する。

医薬品等が不足する場合に備えて、岩沼薬剤師会や製薬メーカーと協議のうえ、調達できる体制を整える。

● 監視カメラの設置

津波対策編 第2章 第14節 津波監視体制、伝達体制の整備

第3 津波監視体制の整備

1 津波観測機器の維持・整備

町は、津波襲来の場合に備え、NHK定点カメラや国土交通省河川情報カメラの情報を含め、国・県・その他関係機関等と連携し、津波観測体制の整備に努める。

■互理町地域防災計画 各編の目次構成案

赤字：新たに追加した項目（津波対策編においては、地震対策編にない項目を赤字で表示）

【地震対策編】 修正案	【津波対策編】 新規案	【風水害編】 修正案	備考
第1章 総則	第1章 総則	第1章 総則	
第1節 計画の目的と構成	第1節 計画の目的と構成	第1節 計画の目的と構成	
第1 計画の目的	第1 計画の目的	第1 計画の目的	
第2 計画の性格	第2 計画の性格	第2 計画の性格	
第3 計画の修正	第3 計画の修正	第3 計画の修正	
第4 計画の構成	第4 計画の構成	第4 計画の構成	
第5 計画の習熟	第5 計画の習熟	第5 計画の習熟	
第2節 各機関の役割と業務大綱	第2節 各機関の役割と業務大綱	第2節 各機関の役割と業務大綱	
第1 目的	第1 目的	第1 目的	
第2 防災組織	第2 防災組織	第2 防災組織	
第3 各機関の役割	第3 各機関の役割	第3 各機関の役割	
第4 処理すべき事務又は業務の大綱	第4 処理すべき事務又は業務の大綱	第4 処理すべき事務又は業務の大綱	
第3節 互理町の概況		第3節 互理町の概況	
第1 自然条件		第1 自然条件	
第2 社会条件		第2 社会条件	
第3 過去の災害		第3 過去の災害	
第4 東日本大震災の地震の概況	第2 東日本大震災の津波災害の概況		
第4節 対象とする地震	第4節 対象とする津波		
第1 想定される地震の設定と対策の基本的考え方	第1 想定される津波の設定と対策の基本的考え方		
第2 想定される地震の考え方	第2 想定される津波の考え方		
第3 地震被害想定について	第3 地震被害想定について		
第5節 互理町地域防災計画の方向	第5節 互理町地域防災計画の方向	第4節 互理町地域防災計画の方向	
第1 互理町の防災上の課題	第1 互理町の防災上の課題	第1 互理町の防災上の課題	
第2 基本理念	第2 基本理念	第2 基本理念	
第3 基本目標	第3 基本目標	第3 基本目標	
第4 施策の基本方向	第4 施策の基本方向	第4 施策の基本方向	
第2章 災害予防対策	第2章 災害予防対策	第2章 災害予防対策	
第1節 総則	第1節 総則	第1節 風水害等に強いまちづくり	
第1 東日本大震災の主な特徴	第1 東日本大震災の主な特徴	第1 水害予防対策	
第2 基本的考え方	第2 基本的考え方	第2 高潮、波浪等災害予防対策	
第3 想定される地震の考え方	第3 想定される津波の考え方	第3 土砂災害予防対策	
第2節 地震に強いまちの形成	第2節 津波に強いまちの形成	第4 風害予防対策	
第1 目的	第1 目的	第5 農林水産業災害予防対策	
第2 基本的な考え方	第2 津波浸水想定		
第3 地震に強い都市構造の形成	第3 津波避難を考慮した土地利用計画・施設配置		
第4 揺れに強いまちづくりの推進	第4 計画相互の有機な連携		
第5 地震防災緊急事業5箇年計画	第5 地震防災緊急事業5箇年計画		
第6 長寿命化計画の作成	第6 長寿命化計画の作成		
	第7 「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく対応		
第3節 地盤にかかる施設等の災害対策			
第1 目的			
第2 土砂災害防止対策の推進			
第3 地すべり等防止事業			
第4 農業施設等			
第5 液状化対策の推進			
第6 地盤沈下防止			
第4節 海岸保全施設等の整備	第3節 海岸保全施設等の整備		
第1 目的	第1 目的		
第2 海岸保全施設・河川管理施設	第2 海岸保全施設等の整備		
第3 農地・農業施設	第3 港湾・漁港等の施設の耐震化		
第4 港湾・漁港等の施設	第4 道路盛土等の活用		
	第5 農業用施設等における地震・津波対策		
第5節 交通施設の災害対策	第4節 交通施設の災害対策		
第1 目的	第1 目的		
第2 道路施設	第2 道路施設		
第3 漁港施設	第3 漁港施設		
第4 鉄道施設	第4 鉄道施設		
第6節 都市の防災対策	第5節 都市の防災対策	第2節 都市の防災対策	
第1 目的	第1 目的	第1 目的	
第2 市街地開発の推進	第2 市街地開発の推進	第2 市街地開発事業の推進	
第3 市街地の不燃化の推進	第3 市街地の不燃化の推進	第3 市街地の不燃化の推進	
第4 都市公園施設	第4 都市公園施設	第4 都市公園施設	
	第5 津波避難を考慮した都市施設の整備		
	第6 臨海部の津波対策		
第7節 建築物等の耐震化対策	第6節 建築物等の安全化対策	第3節 建築物等の予防対策	
第1 目的	第1 目的	第1 目的	
第2 公共建築物	第2 公共建築物	第2 防災事業の施行	
第3 一般建築物	第3 一般建築物		
第4 ブロック塀等の安全対策	第4 ブロック塀等の安全対策		
第5 落下物防止対策	第5 落下物防止対策		
第6 建物内の安全対策	第6 建物内の安全対策		
	第7 津波災害特別警戒区域の建築物の安全対策		
第8節 ライフライン施設等の予防対策	第7節 ライフライン施設等の予防対策	第4節 ライフライン施設等の予防対策	
第1 目的	第1 目的	第1 目的	
第2 上水道施設	第2 上水道施設	第2 上水道施設	
第3 下水道施設	第3 下水道施設	第3 下水道施設	
第4 電力施設	第4 電力施設	第4 電力施設	
第5 ガス施設	第5 ガス施設	第5 ガス施設	
第6 電信・電話施設	第6 電信・電話施設	第6 電信・電話施設	
第9節 危険物施設等の予防対策	第8節 危険物施設等の予防対策		
第1 目的	第1 目的		
第2 現況	第2 現況		
第3 事業所等の災害予防措置	第3 事業所等の災害予防措置		
第4 町長等の措置	第4 町長等の措置		
第10節 防災知識の普及	第9節 防災知識の普及	第5節 防災知識の普及	
第1 目的	第1 目的	第1 目的	
第2 防災知識の普及、徹底	第2 防災知識の普及、徹底	第2 防災知識の普及、徹底	
第3 学校等教育機関における防災教育	第3 学校等教育機関における防災教育	第3 学校等教育機関における防災教育	
第4 町民の取組	第4 町民の取組	第4 町民の取組	
第5 災害教訓の伝承	第5 災害教訓の伝承	第5 災害教訓の伝承	
第11節 地震防災訓練の実施	第10節 地震・津波防災訓練の実施	第6節 防災訓練の実施	
第1 目的	第1 目的	第1 目的	
第2 防災訓練の実施とフィードバック	第2 防災訓練の実施とフィードバック	第2 防災訓練の実施とフィードバック	
第3 町が行う防災訓練	第3 町が行う防災訓練	第3 町の防災訓練	
第4 防災関係機関の防災訓練	第4 防災関係機関の防災訓練	第4 防災関係機関の防災訓練	

【地震対策編】	【津波対策編】	【風水害編】	備考
修正案	新規案	修正案	
第5 通信関係機関の非常通信訓練	第5 通信関係機関の非常通信訓練	第5 通信関係機関の非常通信訓練	
第6 学校等の防災訓練	第6 学校等の防災訓練	第6 学校等の防災訓練	
第7 企業の防災訓練	第7 企業の防災訓練	第7 企業の防災訓練	
	第8 訓練及び普及内容		
第12節 自主防災組織の育成	第11節 自主防災組織の育成	第7節 自主防災組織の育成	
第1 目的	第1 目的	第1 目的	
第2 自主防災組織の役割	第2 自主防災組織の役割	第2 地域における自主防災組織の果たすべき役割	
第3 自主防災組織の育成・指導	第3 自主防災組織の育成・指導	第3 自主防災組織の育成・指導	
第4 自主防災組織の活動	第4 自主防災組織の活動	第4 自主防災組織の活動	
第5 地域社会づくり		第5 地域社会づくり	
第13節 ボランティアの受入れ	第12節 ボランティアの受入れ	第8節 ボランティアの受入れ	
第1 目的	第1 目的	第1 目的	
第2 ボランティアの役割	第2 ボランティアの役割	第2 ボランティアの役割	
第3 災害ボランティア活動の環境整備	第3 災害ボランティア活動の環境整備	第3 災害ボランティア活動の環境整備	
第4 専門ボランティアの登録	第4 専門ボランティアの登録	第4 専門ボランティアの登録	
第5 一般ボランティアの受入れ体制	第5 一般ボランティアの受入れ体制	第5 一般ボランティアの受入れ体制	
第6 民間団体等への応援要請	第6 民間団体等への応援要請		
第7 ボランティアの保険	第7 ボランティアの保険	第6 ボランティアの保険	
第14節 企業等の防災対策の推進	第13節 企業等の防災対策の推進	第9節 企業等の防災対策の推進	
第1 目的	第1 目的	第1 目的	
第2 企業等の役割	第2 企業等の役割	第2 企業等の役割	
第3 企業等の防災組織	第3 企業等の防災組織	第3 企業等の防災組織	
	第14節 津波監視体制、伝達体制の整備		
	第1 目的		
	第2 津波の観測体制の整備		
	第3 津波監視体制の整備		
	第4 津波警報・注意報、避難指示等の伝達体制の整備		
	第5 役割・責任等の明確化		
第15節 情報通信網の整備	第15節 情報通信網の整備	第10節 情報通信網の整備	
第1 目的	第1 目的	第1 目的	
第2 各種通信手段の整備	第2 各種通信手段の整備	第2 町における災害通信網の整備	
第3 職員参集システムの整備	第3 職員参集システムの整備	第3 職員参集システムの整備	
第4 役場データのバックアップ体制	第3 役場データのバックアップ体制	第3 防災関係機関における災害通信網の整備	
第16節 職員の配備体制	第16節 職員の配備体制	第11節 職員の配備体制	
第1 目的	第1 目的	第1 目的	
第2 配備体制の明確化	第2 配備体制の明確化	第2 町の配備体制	
第3 職員参集手段等の構築	第3 職員参集手段等の構築	第4 防災関係機関の配備体制	
第4 関係機関の配備体制	第4 関係機関の配備体制	第5 防災担当職員の育成	
第5 防災担当職員の育成	第5 防災担当職員の育成		
第6 人材確保対策	第6 人材確保対策	第6 人材確保対策	
第7 マニュアルの作成	第7 マニュアルの作成	第7 マニュアルの作成	
第8 業務継続計画（BCP）	第8 業務継続計画（BCP）	第8 業務継続計画（BCP）	
第17節 防災活動拠点等の整備	第17節 防災活動拠点等の整備	第12節 防災拠点等の整備	
第1 目的	第1 目的	第1 目的	
第2 役場庁舎及び代替施設	第2 役場庁舎及び代替施設	第2 防災拠点の整備	
第3 地区の活動拠点	第3 地区の活動拠点	第3 防災拠点機能の確保・充実	
第4 防災用資機材の整備	第4 防災用資機材の整備		
第5 防災拠点の整備	第5 防災拠点の整備		
第6 臨時ヘリポートの整備	第6 ヘリポートの整備	第4 ヘリポートの整備	
第7 防災用資機材の確保対策	第7 防災用資機材の確保対策		
第18節 相互応援体制の整備	第18節 相互応援体制の整備	第13節 相互応援体制の整備	
第1 目的	第1 目的	第1 目的	
第2 相互応援体制の整備	第2 相互応援体制の整備	第2 相互応援体制の整備	
第3 市町村間の応援協定	第3 市町村間の応援協定	第3 相互応援協定の締結	
第4 緊急消防援助隊の受入れ体制の整備	第4 緊急消防援助隊の受入れ体制の整備		
第5 非常時連絡体制の確保	第5 非常時連絡体制の確保	第4 非常時連絡体制の確保	
第6 資機材及び施設等の相互利用	第6 資機材及び施設等の相互利用	第5 資機材及び施設等の相互利用	
第7 救援活動拠点の確保	第7 救援活動拠点の確保	第6 救助活動拠点の確保	
第8 関係団体との連携強化	第8 関係団体との連携強化	第7 関係団体との連携強化	
第19節 医療救護体制の整備	第19節 医療救護体制の整備	第14節 医療救護体制の整備	
第1 目的	第1 目的	第1 目的	
第2 災害時医療体制の整備	第2 災害時医療体制の整備	第2 医療救護体制の整備	
第3 医療機関の状況	第3 医療機関の状況	第3 情報連絡体制の整備	
第4 心のケアへの対応	第4 心のケアへの対応	第4 医薬品等及び輸血用血液の備蓄・供給体制	
第5 医薬品、医療用資機材の整備	第5 医薬品、医療用資機材の整備	第5 医療救護活動に係る研修や訓練の実施	
第6 住民等による救護体制	第6 住民等による救護体制	第6 心のケアの専門職からなるチームの整備	
第7 災害時の搬送体制の整備	第7 災害時の搬送体制の整備	第7 災害時の搬送体制の整備	
第8 情報連絡体制の整備	第8 情報連絡体制の整備		
第20節 火災予防対策	第20節 火災予防対策		
第1 目的	第1 目的		
第2 出火防止、火災予防の徹底	第2 地震による出火防止、火災予防の徹底		
	第3 津波による出火防止、火災予防の徹底		
第3 消防力の強化	第4 消防力の強化		
第4 防火管理制度の確立	第5 防火管理制度の確立		
第5 予防査察の実施	第6 予防査察の実施		
第6 火災予防運動の実施	第7 火災予防運動の実施		
第7 特殊建築物の状況	第8 特殊建築物の状況		
第8 文化財の火災予防	第9 文化財の火災予防		
第9 建造物等の火災予防	第10 建造物等の火災予防		
第10 消防協定の締結	第11 消防協定の締結		
第21節 緊急輸送体制の整備	第21節 緊急輸送体制の整備	第15節 緊急輸送体制の整備	
第1 目的	第1 目的	第1 目的	
第2 緊急輸送道路の確保	第2 緊急輸送道路の確保	第2 緊急輸送道路の確保	
第3 建物屋上の対空表示（ヘリサイン）の整備	第3 建物屋上の対空表示（ヘリサイン）の整備	第3 建物屋上の対空表示（ヘリサイン）の整備	
第4 緊急輸送体制	第4 緊急輸送体制	第4 緊急輸送体制	
第5 緊急時の輸送手段確保	第5 緊急時の輸送手段確保		
第6 燃料優先協定の締結	第6 燃料優先協定の締結		
第22節 避難対策	第22節 避難対策	第16節 避難対策	
第1 目的	第1 目的	第1 目的	
第2 徒歩避難の原則の周知	第2 徒歩避難の原則の周知	第2 避難誘導体制	
	第3 自動車での避難方策の検討		
第3 避難場所の確保	第4 避難場所の確保	第3 避難場所の確保	
第4 避難路の確保	第5 避難路の確保	第4 避難路の確保	
第5 避難路等の整備	第6 避難路等の整備	第5 避難路等の整備	

【地震対策編】	【津波対策編】	【風水害編】	備考
修正案	新規案	修正案	
第6 避難誘導体制の整備	第7 避難誘導体制の整備	第6 避難誘導体制の整備	
第7 災害時要援護者の支援方策	第8 災害時要援護者の支援方策	第7 災害時要援護者の支援方策	
	第9 消防機関等の対応	第8 教育機関における対応	
第8 教育機関における対応	第10 教育機関における対応		
第9 避難計画の作成	第11 津波避難計画の作成	第9 避難計画の作成	
第10 避難に関する広報	第12 避難に関する広報	第10 避難に関する広報	
第23節 避難収容対策	第23節 避難収容対策	第17節 避難収容対策	
第1 目的	第1 目的	第1 目的	
第2 避難所の確保	第2 避難所の確保	第2 避難所の確保	
第3 避難の長期化対策	第3 避難の長期化対策	第3 避難の長期化対策	
第4 避難所における愛護動物の対策	第4 避難所における愛護動物の対策	第4 避難所における愛護動物の対策	
第5 応急仮設住宅対策	第5 応急仮設住宅対策	第5 応急仮設住宅対策	
第6 帰宅困難者対策	第6 帰宅困難者対策	第6 帰宅困難者対策	
第7 被災者等への情報伝達体制等の整備	第7 被災者等への情報伝達体制等の整備	第7 被災者等への情報伝達体制等の整備	
第24節 食料、飲料水及び生活物資の確保	第24節 食料、飲料水及び生活物資の確保	第18節 食料、飲料水及び生活物資の確保	
第1 目的	第1 目的	第1 目的	
第2 住民等の災害への備え	第2 住民等の災害への備え	第2 住民等のとるべき措置	
第3 食料及び生活物資等の供給計画の策定	第3 食料及び生活物資等の供給計画の策定	第3 食料及び生活物資等の供給計画の策定	
第4 食料及び生活物資等の備蓄	第4 食料及び生活物資等の備蓄	第4 食料及び生活物資等の備蓄	
第5 食料及び生活物資等の調達体制	第5 食料及び生活物資等の調達体制	第5 食料及び生活物資等の調達体制	
第6 飲料水の確保	第6 飲料水の確保	第6 燃料の確保	
第7 備蓄品の管理	第7 備蓄品の管理		
第25節 災害時要援護者・外国人対応	第25節 災害時要援護者・外国人対応	第19節 災害時要援護者・外国人対応	
第1 目的	第1 目的	第1 目的	
第2 高齢者、障害者等への対応	第2 高齢者、障害者等への対応	第2 高齢者、障害者等への対応	
第3 外国人対応	第3 外国人対応	第3 外国人対応	
第4 旅行者への対応	第4 旅行者への対応	第4 旅行者への対応	
第26節 複合災害対策	第26節 複合災害対策	第20節 複合災害対策	
第1 目的	第1 目的	第1 目的	
第2 複合災害の応急対策への備え	第2 複合災害の応急対策への備え	第2 複合災害の応急対策への備え	
第3 複合災害に関する防災活動	第3 複合災害に関する防災活動	第3 複合災害に関する防災活動	
第27節 廃棄物対策	第27節 廃棄物対策	第21節 廃棄物対策	
第1 目的	第1 目的	第1 目的	
第2 処理体制	第2 処理体制	第2 処理体制	
第3 主な措置内容	第3 主な措置内容	第3 主な措置内容	
	第4 海に流出した災害廃棄物の処理体制の構築	第22節 災害種別毎予防対策	
		第1 火災予防対策	
		第2 林野火災予防対策	
		第3 危険物等災害予防対策	
		第4 海上災害予防対策	
		第5 鉄道災害予防対策	
		第6 道路災害予防対策	
		第7 漁港施設	
第3章 災害応急対策	第3章 災害応急対策	第3章 災害応急対策	
第1節 情報の収集・伝達	第1節 情報の収集・伝達	第1節 防災気象情報の伝達	
第1 目的	第1 目的	第1 目的	
第2 緊急地震速報	第2 緊急地震速報	第2 防災気象情報	
第3 地震・津波情報	第3 津波情報の伝達	第3 水防警報及び決壊等(被害情報)の通報	
第4 災害情報の収集・伝達	第4 地震・津波情報	第4 気象警報等の伝達	
第5 異常現象を発見した場合の通報	第5 通信・放送手段の確保	第2節 情報の収集・伝達	
		第1 目的	
		第2 情報収集伝達	
		第3 異常現象を発見した場合の通報	
		第3節 通信・放送施設の確保	
		第1 目的	
		第2 町防災行政無線施設	
		第3 災害時の通信連絡	
		第4 放送施設	
		第5 電報・電話料金の減免	
		第6 郵便関係の措置	
		第4節 災害広報活動	
		第1 目的	
		第2 社会的混乱の防止	
		第3 町の広報	
第2節 災害広報活動	第2節 災害広報活動	第5節 防災活動体制	
第1 目的	第1 目的	第1 目的	
第2 社会的混乱の防止	第2 社会的混乱の防止	第2 初動対応の基本的考え方	
第3 広報の方法	第3 広報の方法	第3 配備体制	
第3節 防災活動体制	第3節 防災活動体制	第4 動員体制	
第1 目的	第1 目的	第5 災害警戒本部の運用	
第2 配備体制	第2 配備体制	第6 災害救助法が適用された場合の体制	
第3 動員体制	第3 動員体制	第7 応援要請	
第4 災害警戒本部の運用	第4 災害警戒本部の運用	第8 自衛隊の派遣要請	
第5 災害対策本部の運用	第5 災害対策本部の運用	第9 警察の活動	
第6 災害救助法が適用された場合の体制	第6 災害救助法が適用された場合の体制	第10 消防機関の活動	
第7 応援要請	第7 応援要請	第11 防災関係機関の活動	
第8 自衛隊の派遣要請	第8 自衛隊の派遣要請	第12 関係機関の連携	
第9 警察の活動	第9 警察の活動	第13 複合災害発生時の体制	
第10 消防機関の活動	第10 消防機関の活動	第1 目的	
第11 防災関係機関の活動	第11 防災関係機関の活動	第2 警戒体制	
第12 関係機関の連携	第12 関係機関の連携	第3 水防活動	
第13 複合災害発生時の体制	第13 複合災害発生時の体制	第4 土砂災害警戒活動	
		第5 ライフライン、交通等警戒活動	
		第6 船舶避難活動	
		第7 流木防止活動	
第4節 相互応援活動	第4節 相互応援活動	第7節 相互応援活動	
第1 目的	第1 目的	第1 目的	
第2 相互応援活動	第2 相互応援活動	第2 市町村間の相互応援活動	
第3 消防相互応援活動	第3 消防相互応援活動	第3 県内消防機関の相互応援活動	
第4 緊急消防援助隊の応援活動	第4 緊急消防援助隊の応援活動	第4 緊急消防援助隊の応援要請及び受入れ	
第5 広域緊急援助隊の応援活動	第5 広域緊急援助隊の応援活動	第5 広域緊急援助隊の応援活動	
第6 受入れ体制の確保応援部隊等の受入れ	第6 受入れ体制の確保応援部隊等の受入れ	第6 受入れ体制の確保	
第5節 災害救助法の適用	第5節 災害救助法の適用	第8節 災害救助法の適用	
第1 目的	第1 目的	第1 目的	
第2 災害救助法実施の手続き	第2 災害救助法実施の手続き	第2 災害救助法実施の手続き	
第3 災害救助法の適用基準	第3 災害救助法の適用基準	第3 災害救助法の適用基準	

【地震対策編】	【津波対策編】	【風水害編】	備考
修正案	新規案	修正案	
第4節 救助の種類	第4節 救助の種類	第4節 救助の種類	
第5節 救助の実施報告	第5節 救助の実施報告	第5節 救助の実施報告	
第6節 実施の方法	第6節 実施の方法	第6節 実施の方法	
第7節 救助の実施の委任	第7節 救助の実施の委任	第7節 救助の実施の委任	
第6節 自衛隊の災害派遣	第6節 自衛隊の災害派遣	第9節 自衛隊の災害派遣	
第1節 目的	第1節 目的	第1節 目的	
第2節 災害派遣の基準	第2節 災害派遣の基準	第2節 災害派遣の基準及び要請の手続き	
第3節 要請の手続き	第3節 要請の手続き	第3節 自衛隊との連携	
第4節 自衛隊との連携	第4節 自衛隊との連携	第4節 派遣部隊の活動内容	
第5節 派遣部隊の活動内容	第5節 派遣部隊の活動内容	第5節 派遣部隊の受入れ体制	
第6節 派遣部隊の受入れ体制	第6節 派遣部隊の受入れ体制	第6節 派遣部隊の撤収	
第7節 派遣部隊の撤収	第7節 派遣部隊の撤収	第7節 経費の負担	
第8節 経費の負担	第8節 経費の負担		
第7節 救急・救助活動	第7節 救急・救助活動	第10節 救急・救助活動	
第1節 目的	第1節 目的	第1節 目的	
第2節 町の活動	第2節 町の活動	第2節 町の活動	
第3節 警察の活動	第3節 警察の活動	第3節 警察の活動	
第4節 消防機関の活動	第4節 消防機関の活動	第4節 消防機関の活動	
第5節 ヘリコプターによる救助・救急搬送	第5節 ヘリコプターによる救助・救急搬送	第5節 住民及び自主防災組織等の活動	
第6節 住民及び自主防災組織等の活動	第6節 住民及び自主防災組織等の活動	第6節 惨事ストレス対策	
第7節 惨事ストレス対策	第7節 惨事ストレス対策		
第8節 医療救護活動	第8節 医療救護活動	第11節 医療救護活動	
第1節 目的	第1節 目的	第1節 目的	
第2節 医療救護の実施要領	第2節 医療救護の実施要領	第2節 災害に関する情報の収集及び伝達	
第3節 情報の交換	第3節 情報の交換	第3節 医療救護体制・DMAT・医療救護班の派遣・受入れ体制	
第4節 医薬品、医療資機材の調達	第4節 医薬品、医療資機材の調達	第4節 災害時後方医療体制	
第5節 在宅要医療患者の医療救護体制	第5節 在宅要医療患者の医療救護体制	第5節 救急患者等の搬送体制	
		第6節 医薬品等及び輸血用血液の供給体制	
		第7節 在宅要医療患者の医療救護体制	
第9節 消火活動	第9節 消火活動		
第1節 目的	第1節 目的		
第2節 消火活動の基本	第2節 消火活動の基本		
第3節 消防機関の活動	第3節 消防機関の活動		
第4節 事業所の活動	第4節 事業所の活動		
第5節 自主防災組織の活動	第5節 自主防災組織の活動		
第6節 町民の活動	第6節 町民の活動		
第7節 被災地域以外からの応援	第7節 被災地域以外からの応援		
第10節 交通・輸送活動	第10節 交通・輸送活動	第12節 交通・輸送活動	
第1節 目的	第1節 目的	第1節 目的	
第2節 自動車運転者の措置	第2節 自動車運転者の措置	第2節 自動車運転者の措置	
第3節 交通規制	第3節 交通規制	第3節 交通規制	
第4節 交通規制の連絡等	第4節 交通規制の連絡等	第4節 交通規制の連絡等	
第5節 交通整理隊の編成	第5節 交通整理隊の編成	第5節 交通整理隊の編成	
第6節 緊急輸送活動	第6節 緊急輸送活動	第6節 緊急輸送活動	
第11節 ヘリコプターの活動	第11節 ヘリコプターの活動	第13節 ヘリコプターの活動	
第1節 目的	第1節 目的	第1節 目的	
第2節 活動内容	第2節 活動内容	第2節 活動内容	
第3節 派遣要請	第3節 派遣要請	第3節 派遣要請	
第4節 ヘリコプターの離着陸場	第4節 ヘリコプターの離着陸場	第4節 ヘリコプターの離着陸場	
第5節 応援ヘリコプター	第5節 応援ヘリコプター		
第12節 避難活動	第12節 避難活動	第14節 避難活動	
第1節 目的	第1節 目的	第1節 目的	
第2節 警戒区域の設定	第2節 津波の警戒	第2節 警戒区域の設定	
第3節 避難の指示又は勧告	第3節 避難の指示又は勧告	第3節 避難の勧告又は指示	
第4節 避難指示等の内容と連絡	第4節 避難指示等の内容と連絡	第4節 避難の勧告又は指示の内容及び周知	
第5節 避難の方法	第5節 避難の方法	第5節 避難誘導	
第6節 避難所の開設	第6節 避難所の開設	第6節 避難所の開設及び運営	
第7節 学校、社会福祉施設等における避難対策	第7節 学校、社会福祉施設等における避難対策	第7節 避難長期化への対応	
第8節 避難所以外への避難者	第8節 避難所以外への避難者	第8節 帰宅困難者対策	
第9節 孤立集落の安否確認対策	第9節 孤立集落の安否確認対策	第9節 孤立集落の安否確認対策	
第10節 広域避難者への支援	第10節 広域避難者への支援	第10節 在宅避難者への支援	
第13節 応急仮設住宅等の確保	第13節 応急仮設住宅等の確保	第15節 応急住宅等の確保	
第1節 目的	第1節 目的	第1節 目的	
第2節 応急仮設住宅の建設	第2節 応急仮設住宅の建設	第2節 応急仮設住宅の整備と維持管理	
第3節 公営住宅の活用	第3節 公営住宅の活用	第3節 公営住宅の活用等	
第4節 応急修理の要請	第4節 応急修理の要請	第4節 民間賃貸住宅の活用等	
第5節 仮設住宅の入居者及び応急修理対象者の選定	第5節 仮設住宅の入居者及び応急修理対象者の選定	第5節 応急仮設住宅等の入居者への支援体制の整備	
第6節 建築資材及び建築技術者の確保	第6節 建築資材及び建築技術者の確保	第6節 住宅の応急修理	
第7節 被災建築物の応急危険度判定並びに被災宅地危険度判定	第7節 被災建築物の応急危険度判定並びに被災宅地危険度判定	第7節 支援制度に関する情報提供	
第14節 相談活動	第14節 相談活動	第16節 相談活動	
第1節 目的	第1節 目的	第1節 目的	
第2節 相談窓口の設置	第2節 相談窓口の設置	第2節 相談窓口の設置	
第3節 相談窓口設置の周知	第3節 相談窓口設置の周知	第3節 相談窓口設置の周知	
第15節 災害時要援護者・外国人対策	第15節 災害時要援護者・外国人対策	第17節 災害時要援護者外国人対応	
第1節 目的	第1節 目的	第1節 目的	
第2節 災害時要援護者	第2節 災害時要援護者	第2節 高齢者・障害者等への対応	
第3節 外国人	第3節 外国人	第3節 外国人対応	
第4節 旅行者及び出張者等	第4節 旅行者及び出張者等	第4節 旅行者への対応	
第16節 愛玩動物の収容対策	第16節 愛玩動物の収容対策	第18節 愛玩動物の収容対策	
第1節 目的	第1節 目的	第1節 目的	
第2節 被災地域における動物の保護	第2節 被災地域における動物の保護	第2節 被災地域における動物の保護	
第3節 避難所における動物の適正な飼育	第3節 避難所における動物の適正な飼育	第3節 避難所における動物の適正な飼育	
第4節 仮設住宅における動物の適正な飼育	第4節 仮設住宅における動物の適正な飼育	第4節 仮設住宅における動物の適正な飼育	
第17節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動	第17節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動	第19節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動	
第1節 目的	第1節 目的	第1節 目的	
第2節 食料	第2節 食料	第2節 食料	
第3節 飲料水	第3節 飲料水	第3節 飲料水	
第4節 生活物資	第4節 生活物資	第4節 生活物資	
第5節 義援物資の受入れ、配分	第5節 義援物資の受入れ、配分	第5節 物資の輸送体制	
第6節 燃料の調達・供給	第6節 燃料の調達・供給	第6節 義援物資の受入れ、配分	
		第7節 燃料の調達・供給	
第18節 防疫・保健衛生活動	第18節 防疫・保健衛生活動	第20節 防疫・保健衛生活動	

【地震対策編】	【津波対策編】	【風水害編】	備考
修正案	新規案	修正案	
第1 目的	第1 目的	第1 目的	
第2 防疫	第2 防疫	第2 防疫	
第3 保健対策	第3 保健対策	第3 保健対策	
第4 飲料水・食品監視活動	第4 飲料水・食品監視活動	第4 食品衛生対策	
第19節 障害物の除去	第19節 障害物の除去	第21節 障害物の除去	
第1 目的	第1 目的	第1 障害物の除去	
第2 障害物の除去	第2 障害物の除去	第2 除去した障害物の処理	
第3 除去した障害物の処理	第3 除去した障害物の処理		
第20節 遺体等の捜索・処理・埋葬	第20節 遺体等の捜索・処理・埋葬	第22節 遺体等の捜索・処理・埋葬	
第1 目的	第1 目的	第1 目的	
第2 対象者と実施機関	第2 対象者と実施機関	第2 対象者と実施機関	
第3 行方不明者の捜索	第3 行方不明者の捜索	第3 行方不明者の捜索	
第4 遺体の処理・収容	第4 遺体の処理・収容	第4 遺体の処理・収容	
第5 遺体の埋葬要請	第5 遺体の埋葬要請	第5 遺体の埋葬要請	
第6 費用	第6 費用	第6 費用	
第21節 廃棄物処理活動	第21節 廃棄物処理活動	第23節 廃棄物処理活動	
第1 目的	第1 目的	第1 目的	
第2 ゴみの収集・処理	第2 ゴみの収集・処理	第2 ゴみの収集・処理	
第3 災害廃棄物	第3 災害廃棄物	第3 災害廃棄物	
第4 医療廃棄物	第4 医療廃棄物	第4 医療廃棄物	
第5 し尿の収集・処理	第5 し尿の収集・処理	第5 し尿の収集・処理	
第6 避難所のごみ・し尿の収集・処理	第6 避難所のごみ・し尿の収集・処理	第6 避難所のごみ・し尿の収集・処理	
第7 住民等への広報	第7 住民等への広報	第7 住民等への広報	
第8 清掃班の編成等	第8 清掃班の編成等	第8 清掃班の編成等	
第9 死亡獣畜の処理方法	第9 死亡獣畜の処理方法	第9 死亡獣畜の処理方法	
第10 清掃資機材の調達	第10 清掃資機材の調達	第10 清掃資機材の調達	
第11 処理施設の応急措置	第11 処理施設の応急措置	第11 処理施設の応急措置	
	第12 海に流出した災害廃棄物の処理		
第22節 社会秩序維持活動	第22節 社会秩序維持活動	第24節 社会秩序維持活動	
第1 目的	第1 目的	第1 目的	
第2 犯罪の防止	第2 犯罪の防止	第2 生活必需品の物価監視	
第3 物資の安定供給	第3 物資の安定供給	第3 警邏の活動	
第23節 応急教育活動	第23節 応急教育活動	第25節 教育活動	
第1 目的	第1 目的	第1 目的	
第2 学校教育対策	第2 学校教育対策	第2 避難措置	
第3 社会教育施設	第3 社会教育施設	第3 学校等施設等の応急措置	
第4 文化財	第4 文化財	第4 教育の実施	
		第5 心身の健康管理	
		第6 学用品等の調達	
		第7 給食	
		第8 修学支援	
		第9 通学手段の確保	
		第10 学校等教育施設が地域の避難場所、避難所になった場合の措置	
		第11 災害応急対策への生徒の協力	
		第12 文化財の応急措置	
第24節 防災資機材及び労働力の確保	第24節 防災資機材及び労働力の確保	第26節 防災資機材及び労働力の確保	
第1 目的	第1 目的	第1 目的	
第2 緊急使用のための調達	第2 緊急使用のための調達	第2 緊急使用のための調達	
第3 労働力の確保	第3 労働力の確保	第3 労働者の確保	
第4 労働の配分	第4 労働の配分	第4 応援要請による技術者等の動員	
		第5 従事命令等による応急措置の業務	
第25節 公共土木施設等の応急対策	第25節 公共土木施設等の応急対策	第27節 公共土木施設等の応急対策	
第1 目的	第1 目的	第1 目的	
第2 道路施設	第2 道路施設	第2 道路施設	
第3 河川施設	第3 河川施設	第3 海岸保全施設	
第4 海岸保全施設	第4 海岸保全施設	第4 河川管理施設	
第5 砂防関係施設	第5 港湾施設	第5 砂防地すべり治山関係施設	
第6 漁港施設	第6 漁港施設	第6 漁港施設	
第7 鉄道施設	第7 鉄道施設	第7 鉄道施設	
第8 農地、農業施設	第8 農地、農業施設	第8 農地、農業施設	
第9 公園等施設	第9 公園等施設	第9 都市公園施設	
第10 廃棄物処理施設	第10 廃棄物処理施設	第10 廃棄物処理施設	
第11 その他の施設	第11 その他の施設	第11 その他の施設	
第12 町自らが管理又は運営する施設に関する方針	第12 町自らが管理又は運営する施設に関する方針	第11 仮火災建築物、仮火七地に関する応急危険度判定	
第26節 ライフライン施設等の応急復旧	第26節 ライフライン施設等の応急復旧	第28節 ライフライン施設等の応急復旧	
第1 目的	第1 目的	第1 目的	
第2 上水道施設	第2 上水道施設	第2 水道施設	
第3 下水道施設	第3 下水道施設	第3 下水道施設	
第4 電力施設	第4 電力施設	第4 電力施設	
第5 電信、電話施設	第5 電信、電話施設	第5 ガス施設	
第6 液化石油ガス施設	第6 液化石油ガス施設	第6 電信・電話施設	
第7 高速道路施設	第7 高速道路施設	第7 高速道路施設	
第27節 危険物施設等の安全確保	第27節 危険物施設等の安全確保		
第1 目的	第1 目的		
第2 住民への広報	第2 住民への広報		
第3 消防法に定める危険物の応急措置	第3 消防法に定める危険物の応急措置		
第4 火薬類の応急措置	第4 火薬類の応急措置		
第5 高圧ガスの応急措置	第5 高圧ガスの応急措置		
第6 毒物、劇物貯蔵施設	第6 毒物、劇物貯蔵施設		
第28節 農林水産業の応急対策	第28節 農林水産業の応急対策	第29節 農林水産業の応急対策	
第1 目的	第1 目的	第1 目的	
第2 農業	第2 農業	第2 農林水産業施設	
第3 林業	第3 林業	第3 農産物	
第4 水産業	第4 水産業	第4 畜産	
		第5 林産物	
		第6 水産業	
第29節 二次災害・複合災害防止対策	第29節 二次災害・複合災害防止対策	第30節 二次災害・複合災害防止対策	
第1 目的	第1 目的	第1 目的	
第2 二次災害の防止活動	第2 二次災害の防止活動	第2 二次災害の防止活動	
第3 風評被害等の軽減対策	第3 風評被害等の軽減対策	第3 風評被害等の軽減対策	
第30節 応急公用負担等の実施	第30節 応急公用負担等の実施	第31節 応急公用負担等の実施	
第1 目的	第1 目的	第1 目的	
第2 実施責任者	第2 実施責任者	第2 実施責任者	
第3 応急公用負担等の要領	第3 応急公用負担等の要領	第3 応急公用負担等の要領	
第4 損失補償及び損害補償等	第4 損失補償及び損害補償等	第4 損失補償及び損害補償等	
第31節 ボランティア活動	第31節 ボランティア活動	第32節 ボランティア活動	

【地震対策編】	【津波対策編】	【風水害編】	備考
修正案	新規案	修正案	
第1 目的	第1 目的	第1 目的	
第2 ボランティア受付窓口の設置	第2 ボランティア受付窓口の設置	第2 ボランティア受付窓口の設置	
第3 ボランティアニーズの把握	第3 ボランティアニーズの把握	第3 ボランティアニーズの把握	
第4 ボランティア活動の円滑化	第4 ボランティア活動の円滑化	第4 ボランティア活動の円滑化	
		第33節 災害種別毎応急対策	
		第1 火災応急対策	
		第2 林野火災応急対策	
		第3 危険物等災害応急対策	
		第4 海上災害応急対策	
		第5 鉄道災害応急対策	
		第6 道路災害応急対策	
第4章 災害復旧・復興対策	第4章 災害復旧・復興対策	第4章 災害復旧復興対策	
第1節 災害復旧・復興計画	第1節 災害復旧・復興計画	第1節 災害復旧・復興計画	
第1 目的	第1 目的	第1 目的	
第2 災害復旧・復興の基本方向の決定等	第2 災害復旧・復興の基本方向の決定等	第2 災害復旧・復興の基本方向の決定等	
第3 災害復旧計画	第3 災害復旧計画	第3 災害復旧計画	
第4 災害復興計画	第4 災害復興計画	第4 災害復興計画	
第5 災害復興基金の設立等	第5 災害復興基金の設立等	第5 災害復興基金の設立等	
第2節 生活再建支援	第2節 生活再建支援	第2節 生活再建支援	
第1 目的	第1 目的	第1 目的	
第2 り災証明の発行	第2 り災証明の発行	第2 り災証明の発行	
第3 被災者生活再建支援制度	第3 被災者生活再建支援制度	第3 被災者生活再建支援制度	
第4 地震保険の活用	第4 地震保険の活用		
第5 資金の貸付け	第5 資金の貸付け	第4 資金の貸付け	
第6 生活保護	第6 生活保護	第5 生活保護	
第7 その他救済制度	第7 その他救済制度	第6 その他救済制度	
第8 税負担等の軽減	第8 税負担等の軽減	第7 税負担等の軽減	
第9 雇用対策	第9 雇用対策	第8 雇用対策	
第10 相談窓口の設置	第10 相談窓口の設置	第9 相談窓口の設置	
第3節 住宅復旧支援	第3節 住宅復旧支援	第3節 住宅復旧支援	
第1 目的	第1 目的	第1 目的	
第2 一般住宅復興資金の確保	第2 一般住宅復興資金の確保	第2 一般住宅復興資金の確保	
第3 住宅の建設等	第3 住宅の建設等	第3 住宅の建設等	
第4 防災集団移転促進事業の活用	第4 防災集団移転促進事業の活用	第4 防災集団移転促進事業の活用	
第4節 産業復興の支援	第4節 産業復興の支援	第4節 産業復興支援	
第1 目的	第1 目的	第1 目的	
第2 中小企業金融対策	第2 中小企業金融対策	第2 農業関係	
第3 農業関係	第3 農業関係	第3 林業関係	
第4 林業関係	第4 林業関係	第4 水産業関係	
第5 水産業関係	第5 水産業関係	第5 中小企業関係	
第5節 都市基盤の復興対策	第5節 都市基盤の復興対策	第5節 都市基盤の復興対策	
第1 目的	第1 目的	第1 目的	
第2 防災まちづくり	第2 防災まちづくり	第2 防災まちづくり	
第3 想定される計画内容例	第3 想定される計画内容例	第3 想定される計画内容例	
第6節 義援金の受入れ、配分	第6節 義援金の受入れ、配分	第6節 義援金の受入れ、配分	
第1 目的	第1 目的	第1 目的	
第2 受入れ	第2 受入れ	第2 受入れ	
第3 配分	第3 配分	第3 配分	
第7節 激甚災害の指定	第7節 激甚災害の指定	第7節 激甚災害の指定	
第1 目的	第1 目的	第1 目的	
第2 激甚災害の調査	第2 激甚災害の調査	第2 激甚災害の調査	
第3 激甚災害指定の手続き	第3 激甚災害指定の手続き	第3 激甚災害指定の手続き	
第4 特別財政援助の交付(申請)手続き	第4 特別財政援助の交付(申請)手続き	第4 特別財政援助の交付(申請)手続き	
第5 激甚災害指定基準	第5 激甚災害指定基準	第5 激甚災害指定基準	
第8節 災害対応の検証	第8節 災害対応の検証	第8節 災害対応の検証	
第1 目的	第1 目的	第1 目的	
第2 検証の実施	第2 検証の実施	第2 検証の実施	
第3 検証体制	第3 検証体制	第3 検証体制	
第4 検証の対象	第4 検証の対象	第4 検証の対象	
第5 検証手法	第5 検証手法	第5 検証手法	
第6 検証結果の防災対策への反映	第6 検証結果の防災対策への反映	第6 検証結果の防災対策への反映	
第7 災害教訓の伝承	第7 災害教訓の伝承	第7 災害教訓の伝承	
第5章 原子力災害対策			
第1 基本方針			
第2 情報の収集・伝達			
第3 防災業務関係者の安全確保			
第4 屋内退避、避難収容等の防護活動			
第5 放射性物質の除去			
第6 飲料水、飲食物の摂取制限等			
第7 広報活動			
第8 心身の健康相談体制の整備			